

議案第 1 1 0 号

澁川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市手数料条例の一部を改正する条例

澁川市手数料条例（平成 1 8 年澁川市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項から戸籍法第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧の項までを次のように改める。

戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通につき 4 5 0 円
戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 3 5 0 円
戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 4 0 0 円

<p>規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この欄において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>1通につき 750円</p>
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>

する証明書の交付	
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第12</p>	<p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）</p>

0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	
戸籍法第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき 3 5 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料を徴収する事務	手数料の金額
営業に関する証明	1件につき 300円	営業に関する証明	1件につき 300円
(略)		(略)	
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書 の交付	1通につき 450円	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この欄において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750円
			証明事項1件につき 450円

<p>報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書</p>	<p>1通につき 750円</p>
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>

<p>除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	
<p>届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書</p>	<p>1通につき 350円</p>
<p>婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付</p>	<p>1通につき 1,400円</p>
<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧</p>	<p>書類 1件につき 350円</p>
<p>(略)</p>	

<p>用識別符号の発行に係る除籍電子証明書 の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円）</p>
<p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>
<p>(略)</p>	